

10月から **誕生月ごとに** 受け付け

介護保険制度が平成12年4月からスタートしますが、
保険による介護サービスを受けるための申請は10月から受け付けています。

申請は役場保健福祉課へ 《申請書は保健福祉課の窓口を用意してあります》
(82)1111 内線257

申請が一時期に集中しないように
申請受付時期は、申請者の誕生月ごとに割り振らせていただきましたので、
該当する月に申請してください。

申請者(介護を受けようとする本人)の誕生月	申請できる月
4・5・6月生まれの人	10月
7・8・9月生まれの人	11月
10・11・12月生まれの人	12月
1・2・3月生まれの人	平成12年1月
10月～1月に申請のできなかつた人 申請月以降に介護が必要になった人	2・3月



いずれの月に申請してもサービスを受けられるのは平成12年4月1日からです。
申請の時期による不公平はありません。

介護サービスを受けられる人は

- ①第1号被保険者(65歳以上の方)で日常生活での支援や、寝たきり、痴呆などで介護が必要な方
- ②第2号被保険者(40歳～64歳)で特定疾病により介護が必要となった方

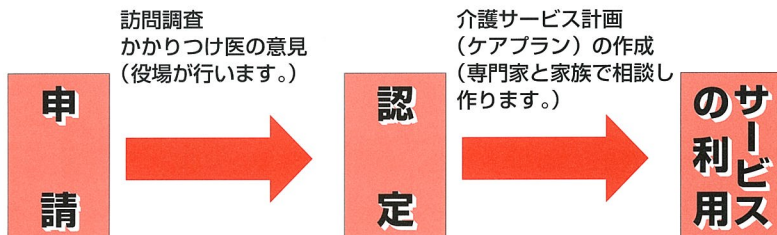


特定疾病とは

- ・筋萎縮性側索硬化症
- ・初老期の痴呆(アルツハイマー病、脳血管性痴呆等)
- ・脳血管疾患(脳出血、脳こうそく等)
- ・パーキンソン病
- ・脊髄小脳変性症
- ・シャイ・ドレーガー症候群
- ・糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、糖尿病性神経障害
- ・閉塞性動脈硬化症
- ・慢性閉塞性肺疾患(肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息等)
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・慢性関節リウマチ
- ・後縦靭帯骨化症
- ・脊柱管狭窄症
- ・骨折を伴う骨粗しょう症
- ・早老症(ウェルナー症候群)

元気な人は申請する必要はありません。

申請からサービスを受けるまでのながれ



☆現在介護を受けている方も介護保険による申請が必要です
現在、寝たきりや痴呆などで自宅や施設などで福祉サービスを受けている方も、
認定を受ける必要がありますので、忘れずに申請してください。